

平成 2 1 年度

第 1 回東京都食品安全審議会

日 時：平成 2 1 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎北側 4 2 階 特別会議室 A

午後 2 時 0 分開会

【廉林 食品監視課長】 ただ今から平成21年度第 1 回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。私は、健康安全部食品監視課長の廉林でございます。黒川会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。

開会に先立ちまして、福祉保健局健康安全部、鈴木部長より御挨拶申し上げます。

【鈴木 健康安全部長】 健康安全部長の鈴木でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。去る 1 月29日に開催いたしました食品安全審議会におきまして、東京都の食品安全施策の根幹であります東京都食品安全推進計画につきまして、その改定の考え方を知事より諮問させていただきました。審議会におきましては、検討部会を設置され、集中的に 4 回にわたり御審議いただきまいりました。検討部会の丸山部会長を始め、部会の委員の皆様には、毎回活発な御検討をいただきまして、今般、部会としての中間のまとめをいただきますことに深く感謝申し上げます。

本日は、中間のまとめを検討部会から御報告いただきまして、その内容を御審議いただく予定となっております。中間のまとめという 1 つの区切りでございます。これまで個々に議論してきたものを 1 つにまとめまして、最終答申に向けて御審議のほどをお願いしたいと思っております。

現在の食品安全推進計画が策定されて以降、輸入冷凍餃子の問題ですとか、ウナギや牛肉の表示偽装の事例など、食品の安全や表示に関する問題がメディアで広く取り上げられ、都民からも大変多くの関心が注がれております。また、今年の 2 月に内閣府が発表いたしました消費行動に関する意識・行動調査の中におきましても、約 7 割の方が、日常生活を取り巻く安全分野の中で、食の安全の分野につきまして不安感が大きいとしている、このような結果が報告されております。こうした食品の安全性に対する都民のニーズに応えるためには、行政が行う食品の安全性の確保対策はもちろんのこと、事業者自らが行う自主管理の推進、あるいは都民や事業者に対する分かりやすい情報の提供など、重要な事項が数多くあります。

東京都としましては、本日皆様に御審議いただきます食品安全推進計画を中心としまして、これらの課題に適切に対応することが行政の責務であると考えております。

委員の皆様からは、専門的立場、あるいは都民の視点から忌憚のない御意見を賜りまして、新たな推進計画に関しての御審議をお願いしたいと考えております。

今後とも、都の食品安全行政に対しまして、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【廉林 食品監視課長】 それでは続きまして、1 月に開催いたしました審議会以降に新たに審議会委員をお引き受けいただきました委員を御紹介させていただきます。お手元の審議会委員名簿を御参照ください。

まず、昨年度委員をお務めいただきました、社団法人東京都食品衛生協会の関澄様がお仕事の御都合で退任なさいました。御後任の委員としてお願いいたしました、同協会専務理事の菊池委員でございます。

【菊池委員】 菊池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【廉林 食品監視課長】 もうお一方、3月になりましてから委員をお引き受けいただき、検討部会に御参画いただいております毎日新聞社生活家庭部編集委員の小島委員でございます。

【小島委員】 小島と申します。よろしくお願いいたします。

【廉林 食品監視課長】 ありがとうございます。ここで、委員の皆様の出欠状況を確認させていただきます。本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただ今御出席の委員は19名で、委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、本日は、今井委員、関川委員、関本委員の3名の方が御欠席でございます。

続きまして、事務局職員が人事異動で一部変わっておりますので、御紹介いたします。事務局職員名簿を御参照ください。まず、先ほど御挨拶いたしました、福祉保健局、鈴木健康安全部長でございます。次に、産業労働局農林水産部、柴田食料安全室長でございます。

【柴田 産業労働局食料安全室長】 柴田です。よろしくお願いいたします。

【廉林 食品監視課長】 環境局環境改善部、大石化学物質対策課長でございます。

【大石 環境局化学物質対策課長】 大石でございます。よろしくお願いいたします。

【廉林 食品監視課長】 それから私、食品監視課長、7月の異動で変わっております廉林です。改めてよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行を黒川会長にお願いしたいと存じます。御発言の際は、挙手の上、机の前にございます白いボタンを押していただきまして、ランプが点灯してから御発言いただければと思います。それでは、黒川会長、よろしくお願いいたします。

【黒川会長】 黒川でございます。本日は御多用中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、審議を始めさせていただきます。

1月に開催いたしました平成20年度第2回審議会で、東京都食品安全推進計画改定の考え方について諮問がありました。その後、丸山副会長を座長として、検討部会を4回開催されたそうですが、そこで慎重に御検討いただいたところでございます。本日は、その検討結果を中間のまとめということで検討部会から御報告いただいて、審議するということになっております。

それではまず、審議経過等について事務局より御説明、御報告願います。

【佐藤 食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当の佐藤と申します。審議経過の御説明の前に、委員の皆様には事前に資料を送付しておりますが、今日改めて追加したものがございますので簡単に御紹介いたします。次第に資料名を書いてございますので御参照ください。次第に続いてとじております資料については、変更ございません。参考資料として別途綴じておりますものですが、今回新たに参考資料3、4、5のパンフレットと、参考資料8、9を新たに追加しております。また、机上資料といたしまして、御参考までに食品安全条例パンフレットと現在の食品安全推進計画を御用意しております。

それでは、審議経過につきまして、資料1をもちまして御説明いたします。

平成21年1月29日に知事から諮問いたしまして、その後、4回の検討部会を開催いたしまして、諮問事項について検討が続けられてまいりました。参考資料1に諮問書の写しを、参考資料2に、検討部会の委員の皆様の名簿をお付けしております。検討部会の委員につきましては、会長、副会長と御相談いたしまして、こちらの審議会の委員から6名の方、そして、専門的なお立場ということで、臨時委員として、日本チェーンストア協会関東支部から奥村委員、独立行政法人食品総合研究所から関澤委員、また、社団法人東京都食品衛生協会から廣瀬委員の3名をお迎えいたしました。審議内容については、資料1に記載のとおりでございます。現計画策定後に生じた様々な事件から今後の課題を整理しました上で、現在の計画の評価を中心に審議いたしまして、今後の計画について検討を行ったところでございます。以上でございます。

【黒川会長】 それでは次に、中間のまとめそのものについてですが、検討部会の座長を務められました丸山副会長、お願いします。

【丸山副会長】 資料2をもって、まとめの概要を私から説明させていただきます。平成20年度第2回審議会でこの諮問を受けて、具体的な検討を集中的に行うために検討部会を立ち上げさせていただきました。先ほど説明がございましたように、資料1のとおり、平成21年4月14日に第1回検討部会を行いましてから、合計4回の検討部会を開いてまいりました。資料2では、中間のまとめの全体の構成について見ていただきたいと思います。中間のまとめは、資料2にございますように、第1章から4章までの構成になってございます。

まず、第1章、計画改定に当たっての考え方には、計画の基本的な事項を示してございます。本計画は、食品安全条例第7条に基づいて策定されているものです。改定する場合も、条例に規定されているとおり、施策の方向や安全確保に関する重要事項について定めなければなりません。このため、計画は、第1章第1節の3にございますように3つで構成されております。1つ目に、計画期間に都が重点的に取り組むべき施策、2つ目に、都の全ての施策を体系化した全体像、3つ目に、計画の実施に向けての考え方を示してございます。また、第1章第2節には、平成17年度から実施されております現計画策定後に発生しました食をめぐる問題と課題について7つ挙げてございます。

こうした現計画の検証も含めまして、これらの課題に対応するため、東京都が重点的・優先的に取り組むべき施策を第2章に記載してございます。第2章では、新たな課題解決に向けた施策の方向性を3つにまとめてございます。この3つの方向性に即した具体的なプランとして、9つの戦略的プランを第2節に記載してございます。

また、第3章では、生産から消費に至る各段階で都が取り組んでいる全ての施策を都民に分かりやすく示すため、48の基本施策について食品安全条例に基づく4つの柱と12の課題に基づいて分類し、第2節に示してございます。

最後に第4章でございますが、計画の実施についての考え方をまとめてございます。中間のまとめの概要については、以上でございます。詳細につきましては、各章に記載した事項を事務局から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【廉林 食品監視課長】 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。検討部会でとりまとめをしていただきました中間のまとめでございます。今、丸山副会長

から御説明いただきました資料2を合わせて御覧ください。

1枚おめくりいただきますと目次がございます。今、御説明ありましたとおり、4章に分けて記載していただいております。

次のページに、「はじめに」がございます。先ほど、審議経過の説明をさせていただきましたが、中間のまとめとして報告するまでの経過を記載しております。

2ページからが、第1章、計画改定に当たっての考え方でございます。東京都としては、平成17年3月に、東京都食品安全条例に基づきまして初めて推進計画を策定したところでございます。各局連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきたわけでございます。ただ、この間も食品をめぐる様々な問題が発生し、都民の食に対する不安や不信が高まっております。こうした状況を受けまして、最後の4行でございますが、「計画を改定するに当たっては、食品安全条例の基本理念のもと、現計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつも、平成17年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込む必要がある。」とまとめていただいております。これが改定の考え方の基本的な部分になると思います。

第1節では、計画の基本的事項として、1に食品安全条例と推進計画の関係、2に計画の基本的視点として、食品安全条例の基本理念を踏まえるということを記載しております。机上に食品安全条例のパンフレットを配布しておりますが、これを1枚おめくりいただきますと、右側に基本理念と関係者の責務・役割というところがございます。この計画全体を通じまして、条例のこの部分を基本的な考え方として、これに基づいて整理されているとお考えいただければよいかと思っております。条例の基本理念である、事業者責任を基礎とする安全確保、最新の科学的知見に基づく安全確保、都・事業者・都民の相互理解と協力に基づく安全確保、この3つを踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきであるとして記載いただいております。計画の構成につきましては、先ほど、部会長から御説明がありましたので、先に進めさせていただきます。計画の期間は、現在の計画と同じように5年間の計画とするということで、平成22年度から26年度までとなっております。

4ページをお開きください。第2節に、現計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題を整理していただきました。この中で、7つの課題を示していただき、次期計画に新たに盛り込むべきであるとされております。まず1点目が、事業者のコンプライアンス意識の向上でございます。食品偽装等、事業者が故意に違反を犯す事件が相い次いで発覚いたしまして、一部の事業者に対する不信感が食品に対する不安・不信の高まりにつながった面もございます。事業者のコンプライアンス意識の向上が必要であるとされております。

2点目は、事業者における自主的衛生管理の一層の推進でございます。近年の食中毒の発生状況を見ますと、非常に少ない菌量で発症いたしますノロウイルスやカンピロバクターが半数を占める状況でございます。これまで以上に衛生管理の徹底が必要であるということでございます。食中毒以外にも、成分規格違反や表示違反など、東京都が処理いたします違反事例は年間約450件ございます。また、条例に基づく自主回収報告制度というのがございますが、異物混入や不適正表示などにより回収報告を受

ける件数は、毎年100件以上に上るといふ状況でございます。食品の安全確保には、生産から販売に至る各段階で適切に管理する必要があるため、事業者における自主的衛生管理の一層の推進が重要であるとされてございます。

3点目が、健康危機発生時の迅速な対応でございます。輸入冷凍餃子の事例では、健康被害が実際に起こりました。こうした健康被害の発生時、行政の役割としては、広く注意喚起を行うとともに一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要である、このためには、一層危機管理体制を充実する必要があるとされております。

4点目は、海外情報・学術情報の幅広い収集です。輸入冷凍餃子の問題もそうですし、また、工業原料であるメラミンが粉乳に意図的に添加された事件のように、海外において、想定し得ないような事件が起こりました。こういうことに対応するためには、これまで以上に幅広い分野の情報を収集することが必要です。そのため、体系的に広く海外情報・学術情報を収集するような体制づくりが必要だとされてございます。

5点目は、関係機関の一層の連携強化でございます。都に流通しております食品のほとんどは、いずれかの段階で他道府県を通過しております。また、食品衛生法以外にも、JAS法、健康増進法など、表示に限って見ても法令が多岐に渡っておりまして、当然所管する行政部局もそれぞれ違うということになります。こうした中で食品の安全を確保するためには、庁内各局、あるいは他の自治体、それから9月に発足いたします消費者庁を含めた国の行政機関、また警察等の関係機関との連携を一層強化する必要があるとまとめられてございます。

6点目は、食物アレルギー対策の推進でございます。アレルギーをもつ患者さんにとっては、生命に危険のある大変リスクの高い問題でございます。東京都が実施いたしました3歳児の調査では、有病率が増加している傾向も認められております。食物アレルギー対策の推進、これも1つの課題として捉えるべきであるというまとめでございます。

最後の7点目は、食品安全に関する正しい情報提供の充実です。食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組、それから行政の監視指導の充実、これ以外にも都民自らが判断して食品を選択できるような環境づくりが重要です。発信される情報の充実に努めるとともに、都民の視点に立った情報提供を実現するために、その仕組みづくりや、事業者、行政、都民が一堂に会しての意見交換などを充実する必要があるとされております。

以上、7つの課題を整理していただいたところでございます。

6ページには、第2章として、重点的・優先的に取り組むべき施策が記載されております。まず、部会長から御説明がありましたように、3つの方向性をお示しいたごきまして、それに沿った施策の充実を図り、「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」、これを目指そうとまとめられてございます。この方向性は、先ほどの条例の基本理念を元に掲げられております。1点目が、事業者のコンプライアンス意識を高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図る、2点目が、健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る、3点目が、食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る、です。これら3つの方向性に基づく具体的施策を重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランと位置づけまして、次期計画の5年

間でこの戦略的プランが具体的な成果を上げられるように、施策の着実な推進を図るべきであるとまとめられてございます。戦略的プランの策定の考え方については、担当から御説明いたします。

【佐藤食品安全担当係長】 　ただ今御説明いたしました3つの方向性に基きまして、東京都が今後着実に実施すべき戦略的プランといたしまして、9つのプランが設定されております。1つ目の方向性、事業者のコンプライアンス意識を高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図る、では、2つの戦略的プランがございます。コンプライアンスという言葉の定義ですが、様々な定義がございます。単なる法令遵守ということで使われることもございます。5ページに記載しておりますが、都民の食への信頼を回復するという観点からこの報告を作成していただいておりますので、今回、この報告書の中では、単なる「企業の法令遵守」ということだけではなくて、「企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること」として、言葉を広く捉えた定義を用いたいとしております。

1つ目の方向性、事業者の方が行っていくものとして挙げられておりますプランですが、まず1番目が、「東京都GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進」でございます。食品の生産段階における自主管理を向上するための施策でございます。GAPにつきましては、参考資料3「GAPってなあに？」というリーフレットを御参照ください。GAPは、ほ場から出荷まできちんと生産工程の段階をリスト化いたしまして、それぞれの管理ポイントを整理して、作業の実施状況などを記録して残し、リスク管理をしていくという手法でございます。全国的にも展開している手法ですが、都といたしましても、東京都GAPを推進すべきだとまとめられております。GAPを推進することによりまして、生産記録の情報開示も常時可能となり、消費者の方の信頼確保に大きく寄与することができると考えるとまとめられてございます。

またもう1つ、生産情報提供食品事業者登録制度の推進は、現在の戦略的プランにも載せてございます。7ページの戦略的プラン1、3段落目以降に書いてございます。都内で消費される食品の多くは、東京都以外の地域で生産・製造されたものが多く、生産者や製造者の顔がなかなか見えないことが不安や不信の要因の1つになっているという指摘もございます。安心して商品を選択する際の1つの指標として、今までも戦略的プランで実施しておりましたこちらの制度を次期計画の戦略的プラン1として推進すべきだとされております。

8ページに具体的な事項を箇条書きにしております。こちらが、具体的な事業でございます。プラン1に関しましては、東京都GAPの推進、生産者情報提供食品事業者登録制度の促進を挙げていただいております。

戦略的プラン2は、事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進でございます。都民の信頼を確保するためには、まず、事業者の方に法令を遵守していただくことが重要です。従来から、法令に関する輸入事業者講習会や表示の講習会を開催いたしておりましたが、法令に関するものだけではなくて、衛生管理体制の整備、苦情が起きた時の顧客対応といったものについてのセミナーを今後開催する必要があるとされております。大企業では既にこうしたセミナーが実施されているかと思いますが、今後につきましては、特に中小の事業者の方を対象にセミナーを開催いたしまして、体制

づくりを推進すべきと示されております。また、今までの都の講習会は、品質管理担当の方を主に行っていたのですが、今後は、企業の体制に係わることで、企業のトップの方をお招きしたセミナーを開催する必要があるとまとめられております。

合わせまして、講習会や規制をするだけでなく、積極的な取組を行っている事業者につきまして、行政が評価をすることでそうした取組が広がる仕組みをつくる必要があるとされております。例えば、自社商品の情報開示に関する様々な工夫や、積極的に消費者の方との意見交換に努めている事業者などについて、そうした取組が都民の方からも見えるように評価できるような仕組みを整えるべきだとされております。

また、これまでも取り組んでいる食品衛生自主管理認証制度は、まさに事業者の皆様の自主管理を具体的に促進するためのツールでございます。現在も戦略的プランで重点的に取り組んでおりますが、今後の5年間におきましても本格的に普及すべきだとあります。現計画で、この制度については普及のための整備がなされる場所ですので、次期計画で普及を積極的に進める必要があるとまとめられております。

9ページからは、方向性の2番目、健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る、です。主に、行政機関による積極的な監視指導によりまして、食品の安全性を確保するというプランを3から6まで4つ挙げていただいております。

まず、戦略的プラン3は、緊急時における危機管理体制の整備です。これまでも都の関係各局が連携いたしまして取り組んでおりますが、これまで以上に拡大防止や再発防止を図ることが肝要でございます。そこで、緊急時対応マニュアルなどの緊急時訓練を行いまして、マニュアルの検証を行い、必要な修正を追加することが重要であるとされております。また、緊急時の情報発信につきましては、情報収集先のリスト化や、マスメディアの方との連携を含めまして、都民、事業者の皆様方への情報発信の方法について検討する必要があるとございます。例えば、何か迅速に注意喚起を行う必要がある場合には報道発表するのですが、この際の資料を実際に都民の方に見ていただきまして、もう少しこういった情報の出し方がいいのではないか、というような御意見をいただく。また、事前に報道発表チェックシートのようなものを作成いたしまして、緊急時に発信する情報に内容の漏れがないように対応する、などの方法があるかと思えます。

平成24年には、将来都におきまして、健康危機管理体制の中枢を担うことが期待されております健康危機管理センター(仮称)の開設が予定されております。これに向けての情報の集約やネットワーク機能の一元化なども視野に入れて対応すべきという御意見もいただいております。

具体的な事項に関しましては、関係機関との連携体制の構築から緊急時対応マニュアルに基づく訓練の実施等を挙げていただいております。

続きまして、戦略的プラン4に挙げてございます、食品安全に関する情報収集と評価です。こちらも、現在の戦略的プランにも据えておりますが、輸入冷凍餃子の事件やメラミンの事件もございました。より積極的に調査を行い情報を収集する必要があるとされております。また、3段落目でございますが、食品の安全分野だけではなく、消費生活条例に基づいて実施しております商品等の安全性や危害については、法令に基準等がないものも調査しております。こちらの調査の中で食品に関連する結果につ

きましても、都民の方へ広く情報を提供すべきであるという御意見をいただいております。従前のものより一層の情報収集と、食品安全条例に規定される知事の附属機関であります食品安全情報評価委員会を活用いたしまして、こうした取組を促進すべきであると示されております。

続きまして、戦略的プラン5、健康食品による健康被害の防止でございます。こちらに記載しておりますとおり、平成20年度におけるサプリメントなどの1人当たりの年間支出金額は、12,451円となっております。また、7月末でしたが、乳幼児をもつ保護者で子供にサプリメントを利用している方が15%いるという新聞記事もあり、都民の生活に健康食品が広く浸透していることが考えられます。

一方で、試買調査などを行いますと、医薬品成分が混入したものや、今まで飲食に使われなかったものが濃縮された形で含まれているものなどが報告されております。

また、食品に係る健康保持増進効果に関する誇大な広告などは、薬事法や健康増進法において禁止されておりますが、違反する製品が後を絶たない状況でございます。このような製品が流通することがないように、行政による監視指導の一層の徹底が求められております。このため、今も実施しておりますが、事業者講習会の開催を行う必要があると示されております。また、先ほどのサプリメントの話もございしますが、使用する側の意識の問題につきましても、正しい利用方法について、パンフレットや講習会などの機会を活用いたしまして、一層充実する必要があるという御意見をいただいております。具体的な事項は、こちらに記載いただいておりますとおりです。

次に、戦略的プラン6、輸入食品の安全確保体制の充実です。輸入食品につきましては、輸入冷凍餃子の事件もございましたが、アンケートを行いますとも、都に対して輸入食品対策をやってほしいという声が未だ非常に強くあります。輸入食品の安全確保については国の水際対策が一義的とはいえ、都内にはたくさんの輸入事業者がおります。これまでも実施しているところですが、こうした事業者に対する監視指導として、都で設置しております専門監視班を中心といたしまして、効率的、重点的な監視指導が重要だとされております。

また、輸入食品は海外で作られるものですので戦略的プラン4とも関連しておりますが、海外情報の積極的な収集も合わせて推進することが重要だとまとめられております。

さらに、方向性の1番とも関連して、輸入事業者の方が自ら行う衛生管理の推進を図ることも大事な点でございます。厚生労働省が示している輸入事業者のガイドライン等の考え方が浸透しているかどうか、チェック表を作り、事業者の方にチェックしていただき、必要に応じてアドバイスするというように、従来 of 監視指導よりも積極的な形での支援・指導が求められていると記載いただいております。

具体的な事項といたしましては、検査や監視の実施等は現プランでも中心的に実施しておりますが、新たに輸入事業者の自主管理推進事業を加えていただいております。

13ページからは、方向性の3番として、戦略的プランを3つ挙げていただいております。これは、都民、事業者、行政がそれぞれ理解を進めて、食品安全の施策を進めていくプランでございます。

戦略的プラン7は、食物アレルギーに関する理解の促進を挙げていただいております。

す。先ほど課題にもございましたが、都が実施しております「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」におきましても、有病率が増加している傾向がございます。

また、食物アレルギーに関しては、生命に危険のある症状も引き起こすことがございますので、予防すること、また症状が起きた時に周りの方が適切に対応することが重要です。そこで、これまでは、家庭での対処方法についてハンドブックを作って普及啓発を進めておりますが、食物アレルギーの症状を持つ人が選択できる食品を提供するために、製造工場に対するアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品衛生法で既にアレルギー表示は義務付けられておりますが、検査方法の改善を図り、流通する食品に適正な表示がなされているか、確認することが必要だと示されております。

また、食物アレルギーの方でも安心して生活できる環境づくりのために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や発生時の対応につきまして、家庭だけでなく、学校や児童施設への普及を進めることが必要であるとまとめられております。具体的な事業に関してはこちらに書いてあるとおりです。

次に、14ページ、戦略的プラン8、食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進です。こちらも従来から進めておりますが、食品表示に関しましては、食品の品質や健康被害の防止に関する情報を正しく情報提供する重要な役割を果たしております。

ただ御存じのとおり、様々な法律が絡んでおり、都民の方にもなかなか理解しづらい面がありましたり、事業者の方が実際に表示を行う際にも難しい点がございます。そのため、これまでも進めてまいりました適正表示推進者育成講習会を開催しましたり、また消費者に対して表示に対する普及啓発を進めることが重要であるとされております。

また、具体的な事項の4つ目でございますが、DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施を挙げていただいております。こちらは、肉の種類が分かりづらいコロッケなどの鑑別や和牛などのDNA鑑別等の事業です。

食品表示の法全般は、今後消費者庁に移管されることが決まっております。その消費者庁や、故意に表示偽装を行うような案件につきましても、警視庁とも連携を取りながら取組を進める必要があるとまとめられております。

最後になりますが、戦略的プラン9は、食に関するリスクコミュニケーションの充実でございます。こちらに関しては、不安が生じている要因の一つとしまして、都民の方の意識、事業所の方の意識、そして行政の意識の間のギャップが広がっているためだという指摘もございます。正しい情報を提供いたしまして、活発な意見交流をすることで、不安の解消に少しでも役に立てるのではないかと、こちらのプランを挙げていただいております。

これまでも様々な情報発信をしておりますが、関係者の方の意見を踏まえた検証を行いまして、例えば東京都が出しているパンフレット、先ほど挙げましたメディアへの報道発表資料もそうですが、都民の方から御意見をいただいて、より分かりやすいものにする必要があるとされております。また、都民の方へ食品安全に関する情報を伝達するマスメディアの方や消費者団体のリーダー的な方に関して、意見交換や情報交換を積極的に行いまして、これまで以上の連携を図ることが重要だと示されてお

ます。

具体的な事業は、こちらに記載してございますが、新たに加えたものといしまして、今御説明したものと、児童を対象とした体験型セミナーの開催などがございます。戦略的プランについては以上です。

【廉林 食品監視課長】 続いて16ページの第3章、生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系について御説明します。先ほど御説明しましたのは、この5年間に特に優先的に取り組むべきプランとして、その方向性を示していただいたものです。一方で、生産から消費に至る各段階で都が取り組んでいる全ての施策を総合的な体系として都民に明らかにすることも、都民の皆様からの信頼を確保するために重要であると考え、とまとめられてございます。こちらにつきましても、下に図がございまして、食品安全条例の基本理念を踏まえた3つの柱、そしてそれを支える基礎研究や関係機関との連携といったものを施策の柱4と位置づけて体系化してございます。内容については、担当から御説明いたします。

【佐藤 食品安全担当係長】 体系化した施策の全体像につきましては、17ページに図でお付けしております。ただ今御説明した施策の柱4点をさらに課題別に分類いたしまして、生産から消費に至るまでを担う関係各局、福祉保健局、生活文化スポーツ局、産業労働局、環境局、中央卸売市場と様々な分野がございまして、こちらの食品安全に係わる事業を全て集めまして、体系的にお示しした図になっております。現在、48事業について展開しております。事業の具体的な内容につきましては、参考として18ページから24ページまでにお付けしております。簡単ですが、第3章に関しては以上です。

続きまして第4章を御説明いたします。戦略的プラン、基本施策を合わせた計画の実施に向けましての考え方を記載していただいております。

まず第1節に、施策の推進体制といたしまして、このように各局にまたがるものをどのように計画的に進めていくべきかということに記載しております。都庁内にはすでに局をまたがる食品安全対策推進調整会議というものがございまして、こちらを活用して、情報交換を行いながら計画の進め方について管理すべきだとされております。

また、第2節は計画の実施と見直しについてまとめてございます。計画を着実に推進するために、第2章で掲げました戦略的プランを中心に、その進捗状況等を関与する全ての者が把握して、適切な点検、管理を行っていくことが必要であるとされております。現在の計画でも実施しておりますが、次期につきましても、年度ごとにこちらの審議会へ御報告いたしまして御意見をいただくこととされております。また、計画の中間年度におきましては、都民にも進捗状況を広く公表すべきであると示されてございます。

ただ、今回新たに計画を策定するわけですが、食品安全に関する問題は、新たなリスクが途中で顕在化することもございます。より高度な製造技術の進展や、微量な分析を可能とする検査法の開発など、諸状況によって大きく変化いたします。そのため、今回5年計画として策定いたしますが、計画の途中段階におきましても、食品安全条例の規定に基づきまして、計画の見直しを検討すべきであるという御意見をいただいております。食品の安全確保は、都民の方が健康で豊かな生活を営む上で最も重要な

事項です。新たな計画に基づき、今回のテーマとしております「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する」というゴールに向けて施策を推進する必要があるとまとめられております。以上でございます。

【廉林食品監視課長】 事務局からは以上でございます。

【黒川会長】 はい、説明ありがとうございました。今お聞きのように、非常にボリュームのある内容でございます。これから御審議いただくわけですが、分けて御意見などをいただきたいと思っております。第1章、第2章は、平成22年度から5年間の計画について書いてあり、第3章においては都の施策がどういう体系になっているのか、それをどのように都民に開示していくかということが書いてあります。少し色合いが違いますので、分けたいと思います。それでよろしければ、まず、第1章、第2章についての御意見を頂戴したいと思っております。どうぞ、挙手をお願いいたします。

【芳賀委員】 芳賀でございます。よろしく申し上げます。今回の中間のまとめでは、飲食店への指導や保健所との連携、医師とのネットワークについては含まれているのか、お聞きしたいと思っております。実は、3月末に家族が食中毒になりました。家族で焼き鳥の名店と言われているところに行ったのですが、そこで食事して3時間くらい経ちましたら、妻と子供2人が嘔吐と発熱と下痢が続くような状態になりました。翌日、地元の内科に子供を連れていったところ、食べ過ぎだと言われました。発熱もあったのでカンピロバクターではないかと思い、別の病院に連れていったところ、結果が出たのは1週間後でしたが、やはりカンピロバクターが出たということでした。当然、医師の方がカンピロバクターが出たということで保健所に連絡してくれているのだと思ったのですが、まだ届出をしておらず、それはお客様が任意で保健所に通報することなので医師は関係ありません、と言われたのです。その方からは、届出をするのは絶対に医師ではないと言われたため、仕方なく私が地元の保健所に電話しました。既に1週間以上経っており、菌はもう出ないような段階でした。

そして、保健所の方に言われましたのは、その焼き鳥屋は別の区で管轄外のため、そのお店を管轄する保健所にとりあえずこういうことがあったということを伝えておきます、ということでした。その後、保健所からは、その管轄している区の保健所に伝えたところ、先方の保健所も分かったということなので、それでよろしいですか、お大事に、と言われ、電話を切られてしまいました。都民として、保健所の対応もそれでいいのかなという疑問を感じました。

また、私は食品安全委員会のモニターをやっております。食品に関して危ないことがあった時にはすぐに連絡してくださいという窓口があるのですが、連絡をしたところ、字数が足りないので規定として受け付けられないとはねられてしまいました。非常にお役所的な対応で、国の方も大丈夫なのかなと感じました。ちょっと釈然としないうまま今に至っています。

今回の中間のまとめを私なりに読ませていただいて、飲食店が対象になっているかというのがよく分からなかったのと、実際に食中毒等が起こった時は、都民はまず医者に行くと思うのですが、医者の中にはどういう対応をとっていいのか、はっきり分かっていない方がいらっしゃるような気がします。医師にもしっかり徹底していただかないと患者は非常に不安に思うと思っております。その辺りを中間のまとめでうまく書い

ていただいて、都民が不安なく暮らせるようにしていただけると有り難いなと思います。以上でございます。

【廉林食品監視課長】 まず、食中毒が疑われる場合は、当然その医師は保健所への届出が必要になります。また、御自身からでも保健所へお届けいただければ、いつどこで何を食べたかというようなこと、それから検便も含めて、原因調査を必ず行います。それから、今、区が違うというお話だったということでしたが、食中毒を疑うような事例では、情報は都庁に集まるようになっておりまして、情報が来れば関係の区あるいは多摩地域の保健所へ連絡をし、他道府県が関係すれば他自治体とも連携しながら調査をする、これを原則として行っております。

もう1つ、飲食店について対象になっているのかというお話ですが、業態に係わらず、当然全ての事業者を対象にしておりますし、地域監視ということで、特に保健所では、飲食店、それから販売店、こういったところを中心に監視指導を行っているところでございます。そういう意味では、先ほど御説明いたしました基本施策にも幾つか出ております。今回の事例について、具体的にそれがどういう状況だったのかというのは今お答えできませんけれども、少なくともそういうことのないような体制がとられておりますし、そういう対応をしていると考えております。

【芳賀委員】 私も、原則的にはたぶんもう少し適切な対応がとられるのだと思っています。ですが、実際にはちょっと納得いかない部分があるのでこの場でお話したわけですね。原則どおり進めば非常にすばらしいと思うのですが、行われぬことも多々ありますので、そういうことがないようにお願いしたいということです。

それから、例えば飲食店で、焼き鳥屋もそうなのですが、いわゆるおいしいといわれているお店は非常に生に近い肉を出していることが多いと思っております。焼き肉屋に行っても、これは生で食べても大丈夫です、と断言して生で出している肉なんかもあります。そこのところも、適切に指導していただきたいと思います。

【廉林食品監視課長】 先ほどの医師、あるいは保健所の対応については、それぞれ連絡会などもございます。こういった事例があったというお話が審議会の場であったということをお伝えしたいと思います。

それから、食肉の生食についてですが、もう1つの知事の附属機関でございます食品安全情報評価委員会で、今それをテーマに取り上げて検討していただいております。ちょうど中間のまとめが先般出たところでございます。生で出す事業者の方にも問題があるし、また、消費者の方からは是非生で食べたいという要望があるというのもどうも事実のようでございます。そういう意味では、今後、消費者の方々に対して生食は止めましょうという注意喚起、普及啓発、それから事業者に対する啓発、監視指導等を強めていきたいと考えているところでございます。その辺りの情報はホームページ等でも掲載しておりますので、ぜひ一度御確認いただければと思います。

【黒川会長】 他にどうでしょうか。どうぞ。

【飛田委員】 全般的に、今までの計画を継続して、さらにそれに新しい問題をつけ加えて実施するというところで、ぜひ推進していただきたいと考えております。

個別のところでも少しお願いしたいことがございます。まず、4ページの第2節、事業者における自主的衛生管理の一層の推進について、これから積極的な推進を図ると

いう説明をいただきましたが、業態が様々変化している面があるのではないかと思います。昨今、宅配業者がたくさん増えております。その場で飲食物を提供しながら宅配しているケースもあると思いますが、厨房のみ構えていて、広告を見た消費者からの電話によって、そこで温めるなり加工するなりして届ける業者が相当増えていると思います。そうした事業者の方が事業所でしっかりとした衛生管理をしているか、それから移動中の温度管理がしっかりなされているか、そういった新しい業態についても視野に入れて、個別の施策を行われる時には漏れがないような工夫をお願いできれば有り難いと思っております。

また、12ページで、輸入食品の安全確保対策の充実を重要なこととして継続すると挙げていただいておりますが、この場合にも、原料そのものを輸入する場合と、加工されたものを原料として日本が輸入する場合、それから製品化されたものを購入する場合と色々な状況があるかと思えます。当然、視野に入れていただいているとは思いますが、輸入食品への依存度は大変高いですので、流通されている品目の内訳などに応じてきめ細かく対応をお願いしたいと考えております。チェック表を設けて事業者の自主性を重んじていくということでございますが、そういう意味ではより積極的にやっていただけることと期待いたします。

他にも、14ページの食品表示に関する知識の普及のように、事業者に対する指導を行った場合や消費者に対してもそうだと思いますが、フォローアップが重要だと思います。情報伝達がうまくいっているかどうか、それから一度認証を与えたものについての定期的な内容のチェックなど、再講習等のフォローアップ体制を是非整えていただきたいと思います。

それからもう1点、メディアについては、活用するお考えで、また今後もそれに力を入れていくということでした。今後、益々マルチメディア化して、従来の活字メディア、放送メディアではない、通信と放送が融合されたようなものも出てくると思います。地上デジタル化も進められていますし、新しいメディアに対応することも今後5年間ではおそらく重要になると思います。例えば、BS放送ではコマーシャルやテレビショッピングが非常に多く放送されています。中でも、健康食品のコマーシャルが大変多いように思います。そういったことなども、私はどうも心配でなりません。

それぞれ、新たな変化に応じた施策をしていただきたいと思います。長くなりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

【黒川会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【廉林食品監視課長】 色々な分野でもっときめ細かくきちんと実施するべきだという御意見だと思います。先ほども少しお話いたしました。地域では、保健所を中心に様々な業態に合わせて適切な指導をすることを徹底しております。食品衛生監視員という資格と経験を以て、必要な事項を個々の店舗に対して指導しているところでございます。さらに充実させたいと思います。

それから、輸入食品の関係でございますが、都では、専門監視班が輸入業を対象とした監視指導を行っております。その事業者がどのようなものを扱っているのか確認した上で、それに合わせた監視指導を実施してございます。その辺りもさらに充実させたいと考えております。

また、14ページの表示の関係のプランですが、1つ例を申しますと、適正表示推進者育成講習会という、食品衛生法、JAS法その他いくつかの法律をまとめて説明しようという講習会を数年前から始めております。新しい規定ができるなど、法律の内容も変わりますので、現在年に3回実施しているところですが、そのうちの1回をフォローアップ研修として、受講後のフォローについても対応しております。

最後の点は、リスクコミュニケーションの関係かと思えます。メディアとして新しくツールができた場合には、例えば、健康食品であれば健康食品に関する対応として、その新しいツールについても対象としてチェックしたいと思えます。いずれにしても、飛田委員がおっしゃいましたように、状況に合わせて当然監視等の手法も変わってきます。その辺りは柔軟に対応したいと考えております。以上でございます。

【黒川会長】 よろしいですか。

【飛田委員】 すみません。また、一言だけよろしいですか。

【黒川会長】 はい。

【飛田委員】 ありがとうございます。1点、加えたいことがございます。先ほどのカンピロバクターのお話とも関係があることかと思えます。食肉を生で食べることについての啓発等は、これから食品安全情報評価委員会で色々な取組があるかと思えますが、市場との連携が必要ではないかと思えます。生で食べていい食肉は、随分数が限定されていると承知しております。新しければいいかということ、新しくても菌が付いている場合もあると思えます。消費者にも責任がある部分はもちろんありますが、市場と連携して、生食可能なものがその事業者で扱われているかという点について少し重視して施策を講じていただければと思えます。

また、業態変化の点について、加えて、最近道端でお弁当が販売されていたり、船上のパーティーがありましたたり、また100円ショップやドラッグストアでも食品類が日の当たるところで売られたりしております。色々な食品がどういうところで売られているか、5年間ですと色々変わっていくものと思えます。その時々状況を把握していただければ有り難いと思えます。

【廉林食品監視課長】 生食用の食肉の実態としては、国が示しております生食用の目標基準というのがございまして、馬の肉やレバーはそれに合致した形で処理をされて流通しているものが多くございます。牛に関しては、おそらくあまり実績はないと思えます。鶏肉に関しては、全く生で食べるということは前提にされておられません。そういう意味では、今度、食品安全情報評価委員会を出していただくメッセージでも、新鮮だから生で食べられるというものではない、という情報をかなり強く出していただくという方向で検討していただいているようですから、そのメッセージを強く伝えたいと思えます。

もう1点、道路端での弁当についてですが、特に今、都心部ではなかなか昼食をとるところがないということで、移動形式のような営業形態が随分ございます。そういった形態も含めて、それなりの施設基準などが必要なものもございまして、またその売り方についても地域の監視指導の中で対応したいと考えております。以上です。

【黒川会長】 どうぞ。

【奥田委員】 5ページ、5番に関連しての質問です。一昨日だと思えますが、食

品安全委員会で高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食用油の話が出たように思います。DAGを含む食用油が発がん物質を含んでいる可能性があるということで、食品安全委員会で検討対象になったのだと思います。その結論がその日に出る予定だったのが、審議が先延ばしになったらしいのですね。その商品は特定保健用食品の許可をとっていますが、もし再審になるのであれば、その許可は棚上げや取消しになるのでしょうか。また、そういった情報は、すぐに共有できる形にあるのでしょうか。

こういったことであれば、すぐに特定保健用食品の許可は取り消して棚上げにすべきではないかと思うのですが、どうなっているのでしょうか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 厚生労働省と食品安全委員会という国政レベルで今検討されているものだと思いますので、私ども都の段階でその詳細を今御説明するのは難しいかと思えます。厚生労働省から食品安全委員会に評価を投げかけて、今評価がされているということだと思います。特定保健用食品の指定そのものも国の制度として厚生労働省が承認しているものですので、当然、評価が出れば、国でその評価に応じた対応をとっていくでしょうし、これまでもその検討経過は全て公表されておりますので、当然私ども自治体も、一般の消費者の方も含めて検討経過は今後も公表されていくのかなと考えております。直近の検討状況の詳細について、もし委員の方で情報をお持ちであれば御紹介いただければと思うのですが、私どもでは、今のところ手持ちで御説明できるだけの詳細な情報は持ち合わせておりません。一般論での御説明になりました。

【奥田委員】 気になるのは、審議中なのに特定保健用食品の指定は棚上げされず、テレビではどんどん広告されているわけですよね。そういうところに疑問を感じるのです。例えば、審議の結果これはだめだったということになって遡って取り消したとしても、もう食べてしまったものは既に食べてしまっていますよね。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 常に最新の知見で評価されているわけで、その新たな知見についての確定が今行われているわけですよね。ですから、評価結果が出れば、その評価結果が出た時点でしかるべき対応をすることになります。評価がまだ出ていない以上、既にした承認そのものを現段階で取り消すという制度にはならないと思います。

【黒川会長】 よろしいですか。

【奥田委員】 あんまり納得できませんが、仕方がないですね。

【黒川会長】 国での内容ですね。他にございませんでしょうか。小島委員。

【小島委員】 先ほど芳賀委員がおっしゃったことで少し重要な点です。危機管理体制の戦略的プランを見て、この体制の中で連携がうまくいけば当然いいと思うのですが、先ほどみたいに、医師や保健所がミスするということはありませんよね。例えば、ファクスを送ったつもりが届いてなかったということも、輸入冷凍餃子事件でありました。そういうことが発生した時に、ではどうしたらいいかということです。その部分について何か対策を講じておく必要があるのかなと少し思いました。先ほどの芳賀委員のお話では、医者がもう連絡していると思った、だけど連絡していなかったということでした。では、そうした時にどうするかということです。私も危機管理の専門家ではないので分からないのですが、翌日になっても何も連絡が来なか

ったらおかしいと思うので、そちらから連絡をください、というような、何かミスがあった時のことを講じておく必要があるのかなという気はしました。

もう1点、これは余分なことかもしれませんが、高濃度にDAGを含む食用油の話については、私も審議会に出ています。確かに非常に微妙な問題なのです。ずっと前から議論になっています。遺伝子組換えで、より発がんしやすいネズミで実験しているのですね。ですから、ちょっとのことですぐに発ガン性が促進されるようなデータが出てきます。審議対象の食用油の発がん促進性は、他のものでもあるのですよ。例えば、飽和脂肪酸でも同じことが起きるのですね。重曹でも同じことが起きます。だから、それをどう判断するかというのでみんな苦慮している段階なんです。明らかに発がん性があるといえるほどではない。だけど、データ上出てきた時にどうするか、他の食品とも同じくらいリスクがありますといった時に、中止すべきほどのことかどうか、ということで今審議が非常に苦慮しているということです。

【黒川会長】 前のコメントに対してどうでしょうか。

【廉林食品監視課長】 実際嫌な思いをされた方には大変申し訳なく思います。今回の例では時間が経っていたということもあったのだらうと思いますが、やはり、食事が原因で悪くなったのではないかという懸念がある場合には、医師の診察を受けていただくのと同時に、御本人からも最寄りの保健所に届けていただくのがベストなのかと思います。

お答えになっているか分かりませんが、情報の伝達に関しましては、ファクスで送らなければいけないものがあれば、電話で必ず確認をとるなど、反省を踏まえた対応を都庁の中でも実施しているところでございます。

【黒川会長】 よろしいでしょうか。他に。

【和田委員】 はい。

【黒川会長】 和田委員。

【和田委員】 今、提案されているのは東京都の食品安全推進計画ですから、私が申し上げることが入るかどうかわからないのですが、例えば4ページ、第2節の1の事業者のコンプライアンス意識の向上のところ、「事故米穀の不正流通など、事業者の故意による法違反事例が相次いで…」と書いてあります。私たちの事故米穀についての意識は、事業者の法違反もさることながら、東京都の行政とは言いませんが、行政の責任というものが非常に大きかったというものです。数年前のBSEの時にも、同じように行政の責任というものが非常に厳しく追及されながら、今回の事故米穀を見ていると、BSEの時の色々な調査や責任の追及、それから今後あるべき姿など、そういうものが何にも生かされていないのだなということを痛感いたしました。消費者団体で、厚生労働省、農林水産省と食品安全委員会の3組織の責任ある立場の方から色々な説明を受けましたけれども、はっきり言えばやはり農林水産省の責任が一番大きかったと言わざるを得ないと思います。この中間のまとめの中に、特に東京都の行政ということではなく、行政の責任という言葉というのは入る余地がないのかなと思いつつ読んでおりました。5ページの7番に「行政による監視指導の充実はもとより」という言葉もあります。これは監視指導などよりももっと行政の責任というものが大きいということだと思っております。例えば事故米穀についてだったら、何十回と

立入検査をしながら、お米が早くさばけた方がいいからそんなに厳しいことはやらなかったというのは目に見えていると言えると思うのです。ですから、この計画にそうした内容を入れるのは無理だと言われるのでしたら止むを得ないと思うのですが、今後もあるであろう故意による法違反事例の対応に向けて、事業者の責任とともに、行政の責任というのは入る余地がないのでしょうか。

【黒川会長】 事務局いかがでしょうか。

【廉林食品監視課長】 おっしゃることは十分によく分かります。ただ、東京都としましては、都の責務の中で行政として今回のようなことがないように、きちんとした考え方をもって取り組んでいくとしか言いようがないのかなと思います。例えば、こうした審議会の場合ですとか、色々な計画策定の際のパブリックコメントなど、皆様から色々な御意見をいただくことで、我々が気付かないような部分があるとすれば御指摘いただいて、改善すべきところは改善し、対応したいと思っております。私たちは衛生サイドですが、そういう意味では同じ行政でもスタンスが違うのだろうとは思いますが、衛生サイドからすれば、これを早く流通させなければいけないというような観点はありません。あくまでも食品の安全を確保するために監視指導するというのが私たちのスタンスであり、責務でございます。そういう意味では、今回の計画と不正流通というのは少し違うのかなと思います。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 若干補足させていただきます。今のような、国で行われた前回の事例だけを追及するという書きぶりはどうかと思いますが、一方ではそういう事実があるわけです。この答申は、都に対して審議会の考え方を示していただくものですので、基本的な考え方としては、都、事業者、都民の相互理解と協力ということですが、そのうちの都の役割として、きちんと行政責任を果たすべきだという主張を盛り込んでいただく。この答申の中でそうした表現をしていただくことは全然問題ないかと思えます。

【黒川会長】 これでよろしいでしょうか。もうひとつ御意見がある方いましたね。

【中谷内委員】 6ページに3つ、新たな施策の方向性が書かれています。1つ目がコンプライアンス意識を高める、そのキーワードになっているのが自主的取組なのだと思います。この自主的取組というのは、(1)のコンプライアンスのところにあります。実は(3)の信頼確保にも強く結びつくものだと思うのです。同じことをやるにしても、監視監督されて強制されてやるのと自主的にやるのとであれば、自主的にやる方がユーザーからの信頼は上がります。そういう意味では、これは私は賛成ですし、いくら監視して強制しても信頼確保にはつながらないと思います。ただ、これが難しいのは、東京都がリードして自主的にするということになると、これは自主的なものではなくて東京都がやらせていると消費者に見えてしまった場合に信頼確保には結びつきにくいと思うのです。添付されているパンフレットをざっと見ても、僕の偏見かもしれませんが、これに登録しても東京都にやらされているように都民は見ないかなと思います。東京都のパンフレットですから当然かもしれませんが、やはり自主的にという以上、事業者が前面に出てきて、パートナーシップをもって都と一緒にやっているんだということが分かるような形でやると、(1)だけではなくて(3)にもポジティブな影響を与えるだろうと思います。

それから2つ目は、先ほど言われた行政の責任ということにも関連すると思うのですが、東京都自身の信頼も高めなければいけないと思います。それには、ちょっとくさいかもしれませんが、都は、東京での食の安全が日本で一番になるぐらいのことを目指しているのだとか、東京の行政は都民の健康を何より一番大事なことだと考えているのだ、ということが伝わるといいと思います。それはもう前提のことで当たり前なのだから伝えなくていいというのではなくて、その部分の価値を共有しているという風に見てもらえないと、東京都は信頼してもらえないし、その東京都がリードしている自主的取組といっても、どうやらこれは自主的なものではなくて、行政が無理に実施させているとなってしまうのではないかと思います。以上、感想です。

【黒川会長】 どうですか。

【廉林食品監視課長】 まず1点目のコンプライアンス、あるいは自主管理の向上についてですが、例えば、食品衛生自主管理認証制度というのがございまして、これを普及させたいと考えております。中小の事業者などは、自主管理をするといっても、どのようにしたらいいのかあまりよくお分かりになっていないところがまだ多いという現状があります。それから、こうした自主管理は、どんなに頑張っても、認めてもらえるかという一般消費者がそれを判断できないということがあります。そこで、一定の水準まで来ていれば、都が認証という形で認めて、それぞれのお店がこのように取り組んでいるということを公表し、都民の方にお分かりいただきたいというのがこの制度の仕組みです。ですから、是非取り組んでいただきたいのですが、都がリードするといっても決して強制してするものではなくて、むしろ自主的な管理を促進できるようなツールをそろえているというように御理解いただきたいと思います。

2点目は、行政の責任を果たせということをもう少し明確に書いたらいいのではないかと思います。今御発言いただいた内容は、我々としては当然のごとくそうだとすることを胸を張って言いたいと思っております。御意見をいただきまして、もう一度検討部会で検討していただく予定もございまして、その中でどのように書き加えられるか検討していただきたいと思います。今日のところは御意見として伺います。

【黒川会長】 ありがとうございます。ここまで第2章までの御意見をいただきましたが、残りの第3章、第4章に関しての御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。都が取り組んでいる全ての施策の総合的な体系を都民に明らかにするため、4つの施策の柱、12の課題に基づいて分類したというのが第3章です。第4章は、計画の実施に向けて、その推進体制や見直しについてです。いかがでしょうか。

【飛田委員】 よろしいでしょうか。

【黒川会長】 どうぞ。

【飛田委員】 ありがとうございます。各論になりますが、19ページの施策の柱2、生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止についてです。私がこれは少し問題ではないかと思っておりますのが、最近の食の洋風化、欧風化に伴うものです。たしか、サフランは、たくさん使いますと人体に影響があって、急性に危機的な状況に陥るようなことがあると聞いております。サフランは、パエリアなどで結構使われております。少量を入手して使う分にはよいのかもしれませんが、海外に行きますと大きな瓶

に入って売っており、使い方を知らない人がたくさんあるからと大量に使うと危ないのではないかと思います。食品には何でもそういう面があるかと思いますが、適量でない使用状況がもたらす健康被害に関しても目配りしていただきたいと思います。

また、健康食品と関係しまして、昨今、抗加齢用のものがたくさん出回っております。純度などを考えましても、反復して使用した場合に影響は出ないのだろうかと思えるようなものがたくさん出回っているように思います。サフランとは種類が違うとは思いますが、食品の安全を考えていただく場合に、これはもう明らかに危ないというもの以外のものに関して、純度や適量消費のことなどについても御配慮いただければと思います。

インターネットについては色々御調査いただいているので、これからも目配りを進めていただきたいと思います。色々なものが入ってきておりますので、海外情報を含めて推進をお願いしたいと思います。リスク評価に関しては、先ほども食品安全委員会のお話が出ておりましたが、是非東京都は東京都の高いレベルで先行的にやっていただきたいと思います。

【黒川会長】 よろしいですか。以上でございますか。

【飛田委員】 はい。ありがとうございます。

【黒川会長】 何かコメントございますか。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 今、御指摘のあったサフランについて、今具体的に情報を持ち合わせていないのですが、先ほども少し御紹介いたしましたように、都では、食品安全情報評価委員会という別の組織を持っております。その委員会におきまして、過去にも、例えばいわゆるハーブなどのように食経験が少なく、食材としては有効なのですが、正しい使い方ではなくて過量摂取してしまった場合に健康被害に結びつく可能性のあるものについて検討いただいております。そのなかできちんと都民に注意喚起をしていかなければいけないだろうというテーマにつきましては、委員会で集約していただいたメッセージを色々な媒体を通じて都民の方にお知らせする、ということも常態として実施しております。今御指摘いただいたサフランにつきましても情報を集めさせていただいて、その委員会で検討すべき課題であればそこで取り組みたいと思います。

【飛田委員】 ありがとうございます。

【加名生委員】 お話を伺って思ったのですが、私はこの答申はよくできてるなと思いました。色々御意見が出ていますが、例えば今のサフランやサプリメントのお話について、日本の山菜でも過剰摂取したら発がん性のあるものは結構ありますし、そういうことをいいますと、例えばビタミンAでも過剰に摂取したら体に害があります。過剰に摂取した場合というのは、やはり何かあるのです。それは、その物質だけではなくて、あらゆる物質といえは語弊があるかもしれませんが、適正ではない取り方をした場合には体に害になるというものはたくさんあるのではないかと思うのですね。先ほどのDAGを高濃度に含む食用油についての問題も私はよく知らないのですが、遺伝子が特別なネズミを利用して発がん性が見つかったというのは、他の普通の食材でも多く起こるといふ認識が私にはありました。

ですから、そうした摂取の仕方というのは、こうした審議会の答申に入れるのでは

なくて、もっと日常の教育の分野で対応するのが一番いいと思います。例えば、保健所などで子供の育て方とか色々な情報を日常発信する際に、何でも取り過ぎはいけないのだということなどを織り混ぜて流していただければいいのではないかと思います。

【飛田委員】 加名生委員のおっしゃることは私もよく分かります。何でも過ぎたるは及ばざるがごとしということがありますから、それを全て危険物質とみなせという意味ではないのです。最近食の欧風化が進んでおり、パエリアなどを食べる方が昔と比べると非常に増えています。もし間違えが起きたら大変だと思いますので、リスク評価の対象に挙げていただきたいということなのです。この審議会ですることと食育ですることというのは、おっしゃるとおりだと私も思います。私たちもこの社会ができる限り安全になるようにということで日常生活のなかで色々な分野について様々な情報を発信したりしています。その1つとして、審議会でこうした話題が出ているから少し御検討くださいというメッセージを委員会に伝えていただければと思ったところです。おっしゃられたことはよく分かっております。ありがとうございました。

【黒川会長】 私はそもそも毒性学が専門なのですが、その教科書の一番最初に書いてあるのは、パラケルススの法則という有名な言葉で、16世紀に言われているものです。「すべての物質は毒である。その物質が毒であるかないかを決めるのはその用量によるのである」。つまり、過ぎたるは及ばざるがごとしというようなことをラテン語で書いてあるのですが、要するに水や酒のような身の回りのものでも何でも適量というものがあって、1日量の10倍、20倍口に入れれば何かが起こる。普通に使えば良いものでも、塩味をつけるためのものをその100倍取れば消化管はめちゃくちゃになるといったように、その用量で決まるというのは我々の分野では用量相関関係といって根本の根本でございます。ですから、加名生委員がおっしゃったように、各論的に言ったら切りがないことだと思います。

【西島委員】 今、黒川会長がおっしゃったことに尽きると思います。例えばジャガイモでもソラニン、チャコニンなどが含まれていますし、毎年のように全国的に小学校で集団食中毒が出ております。しかし、それではジャガイモを食べ過ぎるといけないかという、ドイツでは日本の10倍ぐらいジャガイモを食べていますが平気です。サフランについてはちょっと知らないのですが、食べ方を何らかの形で情報として流すといいのかなという気がしますね。どんな食品であっても、その中のこの物質は毒物なんですと、ほとんどの食品で言えるぐらい食品というのは色々なものを含んでいます。でも、長い経験とか常識ということでこれまで食べているのが食品だと思います。不安をあおるということではなく、食べ方などについて何かうまい伝達の方法がないのかなという気がします。

それから、何点か質問があります。これは、すごいエネルギーを使って大変な努力をしてここまでまとめられたと思うのですが、5ページの海外情報というのは非常に重要だと思うのです。今お答えいただく必要はないのですが、具体的にどのような方法で海外情報を集めるのか、例えばJECFAに委員を派遣するとか、何か具体的な方策があるのでしょうか。それとも、インターネットで海外の情報を集めるということなののでしょうか。それでも英語など色々な言語があると大変だなと思います。こういうふう集めるという具体策があるといいのかなと思います。今お答えいただく必要あり

ません。

それから少し気になりますのは、最近、国においても他の道府県においても第1次データの作成が非常に手薄になっています。東京都は、従来全国からデータを引用されたりと、データを作ることの推進を非常に図っていたような気がします。情報を集めてそれを発信するというのもいいことなのですが、データを作る第1次産業と申しますか、その部分がものすごく重要だと思うのです。国もできなくなった、他の自治体もほとんど壊滅状態となると、東京都独自でデータを作るのがものすごく今重要ではないかと思うんですね。東京都も少しその点が欠けてきたのかなという気がしております。監視をするのにあたって、その情報を科学的データで裏づけすることが非常に今重要です。市場もありますし、データを収集できる色々なところがあると思うのです。その点についても是非いま一度見ていただくといいと思います。

それから19ページの13番ですが、ここに色々な物質が書いてあります。ここで、例えば、現実問題として今輸入品で問題になっているカビ毒などを含めて、幅広い毒性物質といったときの対象はこれでいいのか、少し見直して書き加えていただくと迫力が出るかなと思います。と申しますのは、東京都の施策というのは、他の自治体にもものすごく影響するのですよね。ですので、是非先陣を切って色々なことを積極的に進めていただくと日本全体が安定してくるのかなという気がします。以上です。

【丸山副会長】 部会の方から一言いいですか。

【黒川会長】 そうですか。お願いします。

【丸山副会長】 今、西島先生から御指摘いただいた点について、検討部会としても、例えば海外情報の収集、それからデータ作りということについては、話題となって検討しております。今、西島先生から奇しくも指摘いただいたので、そうした内容が言葉として表現に反映されていないのかなと思います。検討はしておりますので、事務局からそのことも含めてお答えいただければありがたいと思います。

【黒川会長】 どうぞ、事務局。

【廉林食品監視課長】 西島委員から海外情報の収集については今日はお答えしなくてもいい、というお話だったのですが、実際にどうやるかについては今検討を始めているところでございます。人材を派遣するというのは東京都のレベルでは難しいのかなと思います。ただ、これまで通常収集していた情報源で果たしていいのかどうか、見直しをするのが非常に重要なのかなと思っております。今検討しているところです。

調査についてですが、19ページの13番に食品の安全に関する先行調査というものを書いてございます。これは、健康安全研究センターの広域監視をする機動班や、市場の検査所などの検査機能をもっているところで、先行的なテーマを持って検査部門と連携して実施しているものです。これは従来からずっと実施してきておりますし、現在も継続しております。ここで蓄積されたデータは当然公開しますし、そういう意味では決してそうした活力が落ちてきたということではないと思っております。また、今後もさらに必要なものについては先行的な調査を進めて、さらに必要があれば国に情報提供するといったことを今後もやっていきたいと思っております。

【黒川会長】 もう一人ぐらいどうでしょう。はい、奥田委員どうぞ。

【奥田委員】 19ページの13番に関してですが、消費者団体としてはこうした先行

的な調査をやっていただけるのはすごく嬉しいし、期待しているところなのですが、新しい商品が出る際には、安全なのか、安全ではないのかという議論さえもなく、次々に出てくると思うのです。例えば、ナノ粒子に関しては、体内に蓄積するから安全ではないという人もいるし、そんなものは抜けていくよという人もいます。そういったことを先行して調べていただくと、すごく嬉しいですね。聞くところによると、先行した新しい商品については、調査資料をそろえるまでがすごく大変で、とてもではないけど実施するのは難しいという話も聞きます。このあたりはどうなのでしょう。

【廉林食品監視課長】　　ここで言うております先行調査というのは、例えば通常食品としてすでに流通しているようなものを対象としております。例えば、海外の情報で、こういったものにはどうも少し問題があるのではないかと、というものがあれば、それをテーマに調査しよう、といったものです。つまり、リスク情報がどこかにあった場合に、東京都としてそれについて取り組む必要があるか判断してテーマを決める。こうした流れになっています。ですから、新しく出てくる製品のことがよく分からないから、では行政として都がチェックするかということそれは難しい話だと思います。ここで言うておりますテーマは、通常業務の一環として必要な情報を集めた上で、さらに調査が必要と判断したものについて時間をかけて実施していくというものです。

【黒川会長】　　林委員。

【林委員】　　内容については検討部会で意見を色々申し上げたので今日は避けませんが、18ページ以降の施策の一覧は分かりにくいと思います。イメージがなかなか湧かない部分があります。例えば、用語説明を別に置くか、あるいは1番目から48番目まで施策がありますが、それぞれ会議をしてこういう検討をしたとか、食品衛生自主管理認証制度は業種でできていますとか、過去の実績みたいなものを参考資料の形で載せるといいのではないのでしょうか。そういうものがないと、これは都民にはほとんど分からないのではないかと感じがします。

【黒川会長】　　御意見として受けるということによろしいですね。

【廉林食品監視課長】　　はい。

【加名生委員】　　12ページの戦略的プラン6ですが、輸入農産物の検査は何となく具体的に頭に浮かぶのですが、輸入事業者への講習会というのはどんな方がどういう講義をなさるのですか。

【佐藤食品安全担当係長】　　まず、先ほど林委員からの御指摘に関して、今回この考え方の答申を受けましてから計画を策定していくのですが、計画では、写真や図を入れたりもう少し分かりやすく示したいと考えております。

もう1点、加名生委員からの御質問ですが、輸入事業者講習会は年に1回開催しております。主に行政職員から輸入違反事例の最新情報を情報提供いたしております。また、学識経験者の方からもお話いただいております。例えば一昨年には中国大使館の方をお招きしまして、中国の食品安全に関して御講演いただいております。以上です。

【黒川会長】　　これまでいただいた御意見を踏まえまして、また検討部会で検討するわけですが、そのスケジュールなどについて、事務局から説明願います。

【佐藤食品安全担当係長】　　スケジュールに関しては、資料4を御覧ください。

本日は様々な御意見をいただき、ありがとうございました。次回の検討部会を10月上旬に開催いたしまして、部会としての最終案をまとめていただきたいと思いますと考えております。開催の方法につきましては、会長、副会長と御相談させていただきます。検討部会の最終報告が出ました後、第2回審議会を11月上旬ごろに開催いたしまして、答申をいただきたいと思いますと考えております。その後ですが、12月上旬に、いただいた答申の考え方を受けた計画案を策定いたしまして、都民の方に公表してパブリックコメントを実施する予定です。そしてパブリックコメントの結果を受けまして2月下旬から3月上旬ごろに計画を公表するというスケジュールを考えております。以上です。

【黒川会長】 スケジュールについて説明いただきました。よろしいでしょうか。それでは、今お話がありましたように、今日の審議内容を踏まえまして、丸山副会長の下に検討部会での検討をよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、報告事項、食品安全推進計画戦略的プランの進捗状況について簡単にお願いたします。

【佐藤食品安全担当係長】 資料5と参考資料を用いて御説明いたします。ただいま御審議いただきましたのは次期計画でしたが、現在の計画の戦略的プランに関しても、審議会に毎年度御報告することとしております。本年1月に開催いたしました平成20年度第2回審議会におきまして、昨年12月末日までの進捗状況については御報告しておりますので、本日は昨年度追加した事項と平成21年度予定として新たに加えた事業に関して御報告いたします。主に資料5の中で下線を引いた部分になります。

現在の戦略的プラン1は、食品衛生自主管理認証制度の充実です。昨年度実績といたしまして、レストラン、喫茶店などの都民の目に触れやすい飲食店営業の認証基準を設定いたしました。また、シールの取扱いを改正いたしまして、食品への貼付を可能にしております。今後も、多くの都民の方の目に触れるように普及を図りたいと考えております。参考資料5に、事業者の方向けのリーフレットをお付けしております。レストランや喫茶店が対象になったということを事業者の方にも広くアピールしたいと思っております。認証の取得施設数は、平成20年度末で160施設です。今年度は、法令で決めておりますその他の営業許可業種を対象とした認証基準を設定いたしまして、全ての業種を対象とする予定です。

戦略的プラン2は、生産情報提供食品事業者登録制度です。今年度末の実績としましては、3,882業者の方に登録いただいております。

続きまして、戦略的プラン3の平成21年度予定です。これまでの審議の中でも御紹介いたしましたが、食肉の生食による食中毒防止のための効果的な普及啓発の検討を行っており、今年度中に報告を受ける予定です。都民の方、また事業者の方を対象とした情報提供を行うことを考えております。具体的には、生食は危ないということをお伝えするために、小さい子供を持つ親御さんに向けたチラシを作成したり、また事業者の方へも監視指導を行いたいと考えております。

戦略的プラン4に関しては、特に追加するところはありません。ちょうど明日ですが、職員向けの研修で危機管理訓練を実施する予定です。

戦略的プラン5、輸入食品の安全確保に関しましては、すでに結果については別途プレスリリースなどで発表しておりますが、今年度につきましてもこちらの表にある

事業を展開しているところでございます。

戦略的プラン6の農産物の生産段階における指導の充実に関しましても、昨年度の実績に関しましてはホームページなどで公表しております。特に基準違反になるようなものはございませんでした。

続きまして、戦略的プラン7、農薬のポジティブリスト制度に対応した効果的な検査、監視指導に関しましても、予定どおり毎年度やっております検査を実施しまして、分析機器の整備も進めております。

戦略的プラン8は、「健康食品」による健康被害の防止です。平成20年度実績の一番目の項目を追加して御報告いたします。すでに平成21年3月に結果を公表しておりますが、東京都が実施しております試買調査によりまして、107品目に不適正な表示があり、また1品目から医薬品成分を検出しており、必要な措置を行っております。

今年度予定として新たに入れておりますのが、インターネット広告監視です。飛田委員からも御意見がございましたが、今般は様々な業態があり、また、若者が携帯を使って購入するという実態もあります。そこで、携帯サイトを含んだインターネット広告監視を含めて実施したいと考えております。また、平成21年度予定の一番下に記載してございますが、今年度はDVDを作り健康食品の都民への普及啓発を進める予定でございます。

戦略的プラン9、10に関しましては、特段追加して御説明するところはありません。最後に、戦略的プラン11を御説明いたします。まず、平成21年度予定、食品安全FAQサイトの開設について、参考資料8を御覧ください。これは、新たなホームページなのですが、都民の方から素朴な疑問を集めて掲載したものです。BSEに関するものなど、テーマ別のQ&Aはかなり充実しており、食品安全委員会や農林水産省、厚生労働省などのホームページにも載っているのですが、それには当たらないような素朴な疑問を集めたFAQということでサイトを開設しております。双方向性の分かりやすい内容としております。また、参考資料9は、都民フォーラムの資料です。平成19年度から毎年実施しておりますが、食の安全調査隊活動のなかで新たな取組を加えております。先日報道発表いたしました、食の安全調査隊募集の資料です。簡単でございますが、進捗状況については以上です。

【黒川会長】 はい。本当に駆け足でしたが、何か御質問があればお願いします。

【小島委員】 食品安全FAQの中には、例えば、グルコサミンは本当に健康にいいのですか、といった質問も入っているのですか。

【佐藤食品安全担当係長】 個別の、グルコサミンは本当にいいのですかという質問は入っていません。健康食品に関しては、もしかすると国の健康食品関連のサイトに入っているかもしれません。参考資料8に事例を載せていますが、私どもの食品安全FAQでは、例えば、野菜や果物に付いた農薬が心配だが洗わなくても大丈夫のかなど、テーマがないのだけど漠然とした疑問を集めております。

【小島委員】 戦略的プランでは健康食品の被害防止に重点を当てていますよね。確かにそれは重要なのですが、先ほどのお話を聞いていると、飲んでいる健康食品が本当に効いているかどうか知りたいと思います。そういうのもできるのだったら、分かりやすく根拠を挙げて対応してもらえるといいかなと思いました。

【新井福祉保健局副参事】 健康食品対策を担当しております。健康食品による健康被害につきましては、お医者さんにかかった方で健康食品がその健康被害の原因として疑われる場合の情報を集めて、その関係性等を調べる専門員会というのを設置しております。それ以外にも、色々な使い方をする方がいらっしゃるという現実もありますので、健康食品の適正な使い方に関する都民向けの広報にも今後力を入れていこうと考えております。DVDを作成するのにあたって反映できるかと考えております。

【西島委員】 よろしいですか。健康食品については、間違えても効果の方に足を踏み込まない方がいいと思います。泥沼に入ります。ただ安全性についてはひとつよろしく願いたいします。以上です。

【黒川会長】 確かにそうですね。それでは皆様、活発な御意見、御審議をいただきましてありがとうございました。事務局に進行をかえします。

【廉林食品監視課長】 黒川会長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様、本日は色々な御意見をいただきまして、活発な御審議ありがとうございました。次回の審議会は、先ほどスケジュールをお知らせいたしましたが、11月早々を予定しております。委員の先生方と日程調整させていただきまして決めたいと思います。次回の審議会では、もう1回の検討部会を踏まえて最終報告としていただけるように進めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いたいします。

それでは、これで本日の審議会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

午後4時5分閉会